

第2条 前条に規定する職員に関しては、龍ヶ崎市就業規則（昭和32年訓令甲第1号）の例による。

第3条 前条に定める場合のほか、この規則の適用を受ける職員に関しては、龍ヶ崎市就業規則（昭和32年訓令甲第1号）の例による。

別表（第2条関係）

初任給基準表

<u>職種</u>	<u>学歴免許</u>	<u>初任給</u>
<u>技能職員</u>	<u>高校卒</u>	<u>1級17号給</u>
	<u>中学卒</u>	<u>1級9号給</u>
<u>労務職員</u>		<u>1級1号給～1級29号給</u>

備考 本表中「1級1号給～1級29号給」とあるのは、1級1号給以上1級29号給以下を示し、部内の他の職員との均衡を考慮してその額の範囲内で職員の初任給を決定するものとする。ただし、これによると採用が著しく困難になると認められるもので相当長期の経験年数を有する労務職員については、「1級29号給」を「1級69号給」と読み替えて、本表を適用することができる。

付 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。